

# 小山工業高等専門学校進路支援室規程

制 定 平成 1 6 年 4 月 1 日

最終改正 平成 2 2 年 4 月 1 日

## （設置の目的）

第 1 条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学生の就職及び進学に関連する事項の検討と方針を決定し、学生に対する適切な指導、助言、援助等及び就職先の開拓を行うことを目的として、小山工業高等専門学校進路支援室（以下「進路支援室」という。）を置く。

## （組織）

第 2 条 進路支援室は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 各学科及び各専攻科進路担当教員
- 二 その他校長が必要と認めた者

2 進路支援室に室長を置き、学生主事補をもって充てる。

## （任務）

第 3 条 進路支援室においては、次に掲げる業務を行う。

- 一 就職先の開拓に関する事。
- 二 就職に関する事。
- 三 就職指導及び情報の収集並びに提供に関する事。
- 四 進学指導及び情報の収集並びに提供に関する事。
- 五 その他就職・進学に関する事

## （事務）

第 4 条 進路支援室に関する事務は、学生課において処理する。

### 附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。